附則第九条及び第九条の二中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成24年版」を「平成25年版」に、「平成18年度から平成21年度まで」を「平成19年度から平成22年度まで」に改める。

附則第十条を次のように改める。

（市町村の「下水道費」の事業費補正係数の算定方法の特例）

第十条　当分の間、市町村の「下水道費」の事業費補正係数の算定に当たつては、第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号Ｂ中「当該年度における元利償還金」とあるのは「当該年度における元利償還金と合併特例法第十四条第一項又は合併新法第二十条第一項の規定により流域下水道とみなされた下水道（以下「特定流域下水道」という。）に係る地方債について合併市町村への移行に伴う都道府県の繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金に相当する額の合算額」と、同号算式の符号Ｃ中「同意又は許可を得た地方債（」とあるのは「同意又は許可を得た地方債（都道府県が同意又は許可を得た特定流域下水道に係る地方債であつて合併市町村への移行に伴い繰上償還が行われたものを含み、」と、「通常の下水道事業として取り扱われるもの」とあるのは「通常の下水道事業として取り扱われるもの及び特定流域下水道の施設の購入に係る経費に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債」とそれぞれ読み替えて算出した率とする。

附則第十一条第一項中「一・〇三八」を「一・〇四二」に改める。

附則第十一条の二中第一項及び第二項を削り、第三項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条とする。

附則第十二条の二第一項算式中「85,200円」を「85,700円」に改め、同条第二項算式中「1.054」を「1.017」に、「0.986」を「1.018」に改め、同項算式の符号ｂ算式の符号中「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同項算式の符号ｃ算式中「9.528」を「0.326」に改め、同項算式の符号ｄ算式中「0.97745」を「0.98994」に改める。

附則第十三条各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

附則第十三条の二各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

附則第十三条の三を次のように改める。

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の三　平成二十五年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第六項の規定にかかわらず、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

$$\{(A\times 0.03+a\times 0.05-B)\times\alpha\}\times 0.75-(C\times\beta)\times 0.75$$

算式の符号

Ａ　平成24年４月から平成25年１月の収入額となるべき配当割の課税標準額

ａ　平成25年２月から平成25年３月の収入額となるべき配当割の課税標準額

Ｂ　第18条第６項算式の符号Ｂに同じ。

α　第18条第６項算式の符号αに同じ。

Ｃ　第18条第６項算式の符号Ｃに同じ。

β　第18条第６項算式の符号βに同じ。

附則第十三条の四中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第十四条各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、同条第二号「算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

附則第十四条の八中「を合算した額」を削る。

附則第十四条の九第一項算式中「127,800円」を「128,400円」に改め、同条第二項算式中「1.054」を「1.017」に、「0.986」を「1.018」に改め、同項算式の符号中「平成22年度」を「平成23年度」に、「9,552」を「0.307」に、「0.97669」を「0.99108」に、「第14条の９第１項」を「附則第14条の９第１項」に改める。

附則第十五条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第二号算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同項第六号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第三項中「平成十三年改正前の省令」を「平成十二年普通交付税省令」に改め、同条第三項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第六項中「及び平成二十二年普通交付税省令附則第十六条第四項の規定に基づく」を「、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百十四号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十二年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十三年普通交付税省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第十六条の二及び附則第十六条の三を削る。

附則第十八条の見出し及び同条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条算式の符号中「平成24年１月１日」を「平成25年１月１日」に改める。

附則第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二　平成二十五年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の基準税額の算定方法）

（平成二十五年度に限り、平成二十五年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の基準税額の算定については、第三十七条算式中「0.743」とあるのは「0.4787」とする。

附則第十九条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

附則第十九条の五第二号算式の符号中「平成23年度」を「平成24年度」に改める。

附則第十九条の六から附則第十九条の九までを次のように改める。

第十九条の六から第十九条の九まで　削除

附則第十九条の十第一項中「法附則第十条の規定に基づき」を「平成二十五年度に限り」に改め、「又は譲与」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「、第三十八条、第三十九条第二号、第四十条の二及び附則第十九条の九第一項第二号」を「及び第三十八条」に改め、「とし、第三号及び第四号に掲げる収入の項目については収入見込額として総務大臣が当該都道府県知事に通知した額」を削る。

附則第十九条の十一から附則第十九条の十四までを次のように改める。

第十九条の十一から第十九条の十四まで　削除

附則第十九条の十五第五項中「十五・〇〇〇」を「十三・〇〇〇」に改め、同項の表都道府県の項算式の符号Ａ中「平成22年農業算出額」を「平成23年農業算出額」に、「平成22年林業算出額」を「平成23年林業算出額」に、「平成22年漁業生産額」を「平成23年漁業生産額」に、「78,655」を「78,777」に改め、同項算式の符号Ｂ中「平成21年12月31日」を「平成22年12月31日」に、「2,071,408」を「2,257,642」に改め、同項算式の符号Ｃ中「平成22年度」を「平成23年度」に、「0.508」を「0.494」に改め、同項算式の符号Ｄ中「平成23年11月から平成24年４月」を「平成24年11月から平成25年４月」に、「平成24年６月１日」を「平成25年５月31日」に改め、同項の表市町村の項算式の符号Ｂ中「平成21年12月31日」を「平成22年12月31日」に、「2,071,207」を「2,257,302」に改め、同項算式の符号Ｃ中「平成22年度」を「平成23年度」に、「0.482」を「0.475」に改め、同条第六項中「一・〇三〇」を「一・〇六六」に、「〇・九六六」を「〇・九七八」に改め、同条の次に次のように加える。